

解体通信

新解体 第016号(2018.07)

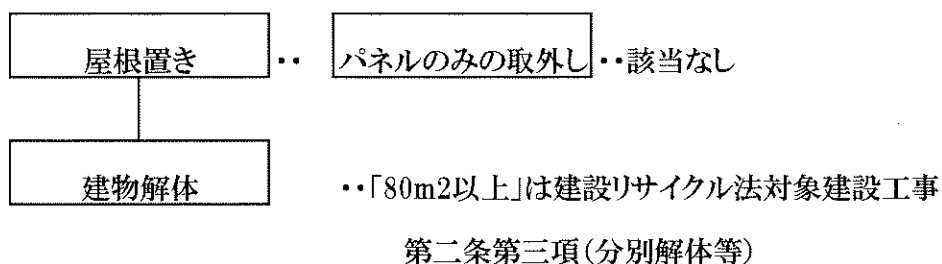
総務情報委員会

梅雨本番、じめじめの時期となっています。健康に留意して下さい。

環境省が、太陽光発電設備等のリサイクル等の推進にむけたガイドラインを28年4月に作成、公表し、30年度に見直しを予定しています。同時に取外し等の作業が今後増えてまいります。

「太陽光発電、太陽光温熱器等の使用済PV取外し等に係る制度の整理」

□建物の屋根に設置された、太陽電池モジュールは、建築基準法における「建築設備」に該当し当該建物の解体工事が建設リサイクル法対象工事に該当する場合は「建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上難しい場合(※)」を除き、建設リサイクル法施行規則第二条第三項に定める手順によって取り外す。



□野立ての太陽光発電設備は、建設リサイクル法における「建築物等」(その他工作物)に該当し、当該設備の解体工事が建設リサイクル法対象工事に該当する場合は、(※)を除き、建設リサイクル法施行規則第二条第五項に定める手順によって取り外す。

